

改正

平成29年 5月16日告示第102号

平成30年2月8日告示第7号

志摩市空き家バンク制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市において空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、提供する志摩市空き家バンク制度(以下「空き家バンク」という。)を実施することにより、空き家を有効活用し、定住促進による地域の活性化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存する建物及びその敷地であって、居住を目的として建築され、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)ものをいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。

ア 老朽化が著しい住宅、大規模な修繕が必要な住宅その他住居としての使用に適さない住宅

イ 法令の制限等により住居として売買し、又は賃貸借することが適さない住宅

ウ 宅地建物取引業を営む者が所有する住宅

(2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる個人をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者(以下「申込者」という。)は、「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)、「空き家バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)及び誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号の

いずれかに該当する場合は、登録しない。

(1) 既に宅地建物取引業者が取り扱うもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらの者を「暴力団員等」という。)が所有するもの

(3) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないとしたもの

3 市長は、必要に応じて空き家バンク登録台帳に登録された空き家を調査することができる。

4 第2項の規定により登録された申込者(以下「登録者」という。)は、前項の調査に協力するものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了通知書(様式第4号)を登録者に交付するものとする。

6 市長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、登録者の住所、氏名、電話番号等の個人情報を除き、志摩市ホームページ等に掲載し周知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

7 第2項の規定による登録の期間は、3年とする。ただし、第1項の規定により、再度登録の申込みをすることができる。

第5条 前条第5項の規定による登録完了通知書の交付を受けた登録者は、登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書(様式第5号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 市長は、空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は「空き家バンク」登録取消願書(様式第6号)の届出があったときは、空き家バンク登録台帳から削除するとともに、「空き家バンク」登録取消通知書(様式第7号)を登録者に通知するものとする。

(利用希望者)

第7条 利用希望者は、空き家に定住し、又は定期的に滞在して、志摩市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協働して生活しようとする者であって、暴力団員等でないものでなければならない。

(利用希望者の利用申込み等)

第8条 利用希望者は、「空き家バンク」利用希望申込書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めるときは、登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、登録者の代理又は媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に情報を提供するものとする。

3 利用希望者に対する情報提供は、1年とする。ただし、第1項の規定により、再度利用申込みをすることができる。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、登録者と利用希望者の空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

3 登録者は交渉の結果について、交渉結果報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。ただし、媒介業者に依頼している場合は「志摩市空き家バンク制度施行に伴う媒介等の協定」による報告に替えることができる。

(個人情報の保護)

第10条 空き家バンク運用に関する個人情報の取扱いについては、志摩市個人情報保護条例(平成16年志摩市条例第9号)に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成29年5月16日告示第102号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年2月8日告示第7号)

この告示は、公表の日から施行する。